



県 章

滋賀県公報

平成 30 年（2018 年）
8 月 10 日
第 4 4 7 3 号
金 曜 日

毎週火・金曜 2 回発行

目 次（※印は、県例規集に登載するもの）

○ 規 則	
滋賀県屋外広告物条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（都市計画課）	1
○ 告 示	
※滋賀県屋外広告物条例第 5 条および第 6 条の規定に基づく地域または場所の指定の一部改正（都市計画課）	1
※滋賀県屋外広告物条例施行規則別表第 2 第 3 項に基づく地域および場所の指定の一部改正（都市計画課）	1
保安林予定森林の通知（森林保全課）	2
介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定（医療福祉推進課）	2
介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止の届出（医療福祉推進課）	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定（障害福祉課）	2
定数漁業申請期間（水産課）	3
○ 公 告	
大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告（中小企業支援課）	3
公共測量実施公告（監理課）	3
○ 県 税 事 務 所 公 告	
軽油引取税免税証無効公告（中部）	4
軽油引取税免税軽油使用者証無効公告（中部）	4

規 則

滋賀県屋外広告物条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成30年 8 月 10 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県規則第45号

滋賀県屋外広告物条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

滋賀県屋外広告物条例の一部を改正する条例（平成30年滋賀県条例第27号）の施行期日は、平成30年10月 1 日とする。

告 示

滋賀県告示第331号

昭和60年滋賀県告示第389号（滋賀県屋外広告物条例第 5 条および第 6 条の規定に基づく地域または場所の指定）の一部を次のように改正し、平成30年10月 1 日から施行する。

平成30年 8 月 10 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

第 1 項第 2 号イおよびウを削る。

滋賀県告示第332号

平成21年滋賀県告示第226号(滋賀県屋外広告物条例施行規則別表第2第3項に基づく地域および場所の指定)の一部を次のように改正し、平成30年10月1日から施行する。

平成30年8月10日

滋賀県知事 三日月 大造

「第1項第2号」を「第1項第2号ア」に改める。

滋賀県告示第333号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、次の森林を保安林予定森林とする旨、農林水産大臣から通知があった。

平成30年8月10日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 保安林予定森林の所在場所 東近江市政所町字八升前33(次の図に示す部分に限る。)、字大戸谷34、字銚子谷59-1(次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 水源^{かん}の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および東近江市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第334号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として、次の者を指定した。

平成30年8月10日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
ライフサポートイメージ	守山市播磨田町47-5	株式会社オーバー代表取締役 宮川拓也	守山市吉身一丁目3番28-1号	訪問介護	平成30.8.1	2560790095

滋賀県告示第335号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

平成30年8月10日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
サポートセンターえがお	守山市浮気町175番地1	株式会社こころ代表取締役 金子智美	守山市勝部二丁目3番39号	訪問介護	2570700852	平成30.7.31

滋賀県告示第336号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

平成30年8月10日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
グループホームはっこう	東近江市八日市東本町5番7号	特定非営利活動法人はっこう	東近江市八日市東本町5番7号	共同生活援助(介護サービス包括型)	平成30.8.1	2520500295

滋賀県告示第337号

滋賀県漁業調整規則(昭和40年滋賀県規則第6号)第7条第2項の規定に基づき、同規則第6条第12号に掲げる漁業の許可申請期間を次のとおり定める。

平成30年8月10日

滋賀県知事 三日月 大造

許可申請期間 平成30年8月10日から平成30年8月24日まで

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

平成30年8月10日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 (仮称) コメリパワー栗東店 栗東市上鉤字西八反田128番ほか10筆、栗東市下鉤字栗林41番1ほか25筆
- 2 意見の概要 地元住民からの意見
 - (1) 当該店舗の必要駐車台数の算出に当たって、既設類似店舗の数字を算出根拠としているが、届出書資料における類似店舗の妥当性は乏しいと考える。
 - (2) 上鉤交差点における交通量予測について、慢性的な渋滞が発生している現状を鑑みると、予測数字の信頼性は低いと考える。
- 3 意見の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所

滋賀県県民生活部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
 草津市環境経済部商工観光労政課 草津市草津三丁目13番30号
 守山市都市活性化局商工観光課 守山市吉身二丁目5番22号
 栗東市環境経済部商工観光課 栗東市安養寺一丁目13番33号
 - (2) 縦覧期間 平成30年8月10日から平成30年9月10日まで

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、彦根市長 大久保 貴から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

平成30年8月10日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(2級基準点測量および4級基準点測量)
- 2 作業の地域 彦根市荘厳寺町、善谷町、中山町(上矢倉川)
- 3 作業の期間 平成30年8月1日から平成30年12月26日まで

県 税 事 務 所 公 告

軽油引取税免税証無効公告

次のとおり軽油引取税の免税証を亡失した旨の届出があったので、亡失の日以後は無効とする。

平成30年8月10日

滋賀県中部県税事務所長 松 宮 正 智

免税証の種類	用途	記号・番号	枚数	有効期間	免税証に記載された販売業者の所在地および氏名(名称)	亡失年月日
20 リットル券	農業	40630779	6	平成30.4.1	東近江市妹町169 湖東農業協同組合JA湖東給油所	平成30.7.31
		40630784		平成30.12.31		
50 リットル券	農業	40630787	5	平成30.4.1	東近江市妹町169 湖東農業協同組合JA湖東給油所	平成30.7.31
		40630791		平成30.12.31		
100 リットル券	農業	40630793	1	平成30.4.1 平成30.12.31	東近江市妹町169 湖東農業協同組合JA湖東給油所	平成30.7.31

軽油引取税免税軽油使用者証無効公告

次のとおり軽油引取税の免税軽油使用者証を亡失した旨の届出があったので、亡失の日以後は無効とする。

平成30年8月10日

滋賀県中部県税事務所長 松 宮 正 智

業種	記号・番号	有効期限	免税軽油使用者証に記載された使用者の所在地および氏名(名称)	亡失年月日
農業	滋賀県 第9215571号	平成33.3.31	東近江市小田苧町408 中島孝司	平成30.7.31